

別紙 4

久慈市民体育館自家用電気工作物保安管理業務仕様書

久慈市民体育館自家用電気工作物保安管理業務とは、久慈市民体育館に設置する自家用電気工作物に係る工事、維持及び運用の保安を確保するための業務であり、電気関係法令、保安規程（平成16年4月13日付け東北産業局長あて届出）及びこの仕様書に定めるところにより実施するものとする。

第1 業務の対象となる自家用電気工作物の表示

1 設置場所

久慈市新中の橋第4地割13番地3

久慈市民体育館

2 工作物の種類

需要設備 設備容量：1,150kVA（電圧 6,600V）

非常用予備発電装置：190kVA（電圧 200V）

3 工作物の使用

通年使用

第2 業務の範囲

1 巡視、点検等

点検方法	定期点検		臨時点検
	月次点検	年次点検	
	月1回	年1回	必要の都度
・上記点検等は保安規定別表によるものとする。 ・巡視、点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な措置を講ずることとする。			

2 事故の応急措置等

受託者は、電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うものとする。

3 立入検査の立会い

電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行うものとする。

4 本業務実施に係る関係機関への手続き業務